学校事務センターだより

http://www.kameyama-mie.jp/kblog/kameyama-jimu/

NO. 200

January 2022 毎月5日発行 亀山市学校事務センター



新年あけましておめでとうございます

あっという間にダラッと過ごした年末年始が終わり、日常生活に戻るのも困難です… が、継続は力なりと言いますが節目の200回に到達しました。 これからも学校事務センターをどうぞよろしくお願いします。



休暇が新しく付与されます

※年度途中に採用・任用となった場合は、任用期間に応じての付与となります。

年次有給休暇(年休)……20日

家族看護の休暇(特休)・・・ 4日(中学校就学の始期に達するまでの子の場合 にあっては当該日数に4日を加えた日数、2人以上 の場合にあっては8日を加えた日数)の範囲内の期間



学校等行事の休暇(特休)・・高校等を卒業し又は修了するまでの子1人につき1日 の範囲内の期間

短期の介護休暇(特休)・・・・5日、要介護者が2人以上の場合は10日 別途「要介護者の状態等申出書」必要

※暦年で付与される特休は他にもあります。



ふるさと納税 利用していますか!?

最近ネットやCMでよく見かけると思いますが、実際利用されていますでしょうか? 自己負担金2,000円で寄付上限額内であれば、様々な自治体から返礼品を受け取ることができます。 R4.1.1~12.31の間に行えば来年(R5)の住民税に対して寄付金額分が控除されます。 確定申告が必要になってくるのですが、寄付先の自治体が5つ以内であればワンストップ特例 という制度が利用でき、自治体から届く書類に記入、添付資料を送り返すことで完了させることが できます。ぜひ1年の楽しみが増えますので利用してみてください。

旅費PCにて命令書作成時に

共通用務内容-共通用務先 をご利用ください

1/19 市教推教育研究集会が行われます。

亀山市内の小中学校の他にも、皆様が比較的よく出 張に行かれる施設について、共通用務先として登録 しています。旅行命令書作成及び精算が簡単にでき ますので、ぜひご利用ください!



特殊勤務実績簿について

1月分は1月28日(金)締切 その後すぐにシステム入力し、2月の 給与で支給します。必ず提出の期限 を守ってください。